

中予地方局産業振興課『普及だより』

平成 27 年 3 月 発行	中予地方局産業振興課	〒790-8502	松山市北持田町 132 番地	TEL(089)909-8761
	伊予農業指導班	〒799-3122	伊予市市場 127 番地 1	TEL(089)982-0477
	久万高原農業指導班	〒791-1202	上浮穴郡久万高原町入野 263	TEL(0892)21-0314

【地域農業情報-1】

ペーパーハンターをなくせ！ 猟友会が狩猟の技を伝授！ ～局予算事業 有害鳥獣捕獲技術向上モデル事業の取り組み～

狩猟免許を取ったのにイノシシが獲れない！？

中予地方局では、狩猟免許（わな猟）を取得してもなかなか捕獲ができない狩猟初心者の技術不足をサポートするため、平成 26 年度から、中予地方局独自予算で「有害鳥獣捕獲技術向上モデル事業」を実施しています。

今年度は松山市の北条地区をモデルに、有害鳥獣捕獲技術向上講座の開催と地域の捕獲体制づくりを行いました。



管内から集まった狩猟初心者

先生は、地元猟友会！

有害鳥獣捕獲技術向上講座は、中予地方局が北条猟友会に委託して、7月から12月まで毎月1回開催し、中予管内から申し込みのあった34人が捕獲の技術習得に努めました。

講座では、捕獲の心構えからくりわなの作成と仕掛け方、箱わなの仕掛けと餌付け、捕獲した獣の止刺し、解体、調理までの一連の作業について実習や現地研修を行い、「すぐに捕獲出来た」とうれしい報告も頂きました。

指導していただいたのは、北条猟友会の皆さんをはじめ、他地区で名人と言われる狩猟者や研究者の方々に、普段はなかなか聞けない秘伝の技やノウハウを伝授していただきました。



一人一台くりわなを製作



解体・調理までできて一人前



宇和島の名人を講師に研修

地域ぐるみで捕獲に取り組もう！

北条猟友会では、従来の猟銃免許所持者に限定していた有害鳥獣の捕獲隊組織を見直し、わな免許だけでも加入出来るように改編したため、今年度、捕獲隊員が19人から40人になり、有害捕獲頭数も昨年の65頭から339頭に増えました。

しかし、捕獲作業はわな免許を持っていても、一人では毎日のわなの見回りや餌やりの負担が大きく、危険も伴います。そこで、北条地区では、長崎県の先進事例を参考に、猟友会、農業者、地域住民と関係機関が連携・協力しあって、地域ぐるみで捕獲に取り組む話し合いを進めています。

今後も、新しく免許を取った皆さんの活躍を支援していきます。



諫早市の特区捕獲隊に学ぶ

(地域農業室 TEL089-909-8762)

【地域農業情報-2】

東温市で「田んぼの生きもの案内人育成研修会」を開催！ ～農村環境のアピールと交流活動(東温市奥松瀬川地区)～

今年度東温市では、水田に生息する「生きもの」を農産物の付加価値として捉え、その魅力を消費者にアピールすることができる農業者の養成を目的に、「田んぼの生きもの案内人育成研修会」を実施しました。実施にあたっては、県事業の「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用し、講師には「NPO法人 西条自然学校」の山本貴仁理事長等を迎え、3回の研修会を開催しました。

■ 座学とフィールド研修で学ぶ！

第1回目と第2回目の研修会では、座学による生物多様性の考え方とこれを活用した米の有利販売事例を学ぶとともに、「自然観察会」を主催するにあたっての心構えや、留意点について学びました。



公民館での座学(6月23日)



フィールド研修(6月23日)



フィールド研修(10月10日)

また、フィールドにおいては、生きもの観察器具の種類や使用方法について学ぶとともに、6月には、田植え直後の水田で生息する「オタマジヤクシ」や、畦畔雑草の種類について、10月には、稲刈り後の田んぼに生息するトンボ類とバッタ類について、実際に捕獲しながらその生態について学習しました。

■ さあ腕試し！

第3回目の研修会では、松瀬川地区の小学生とその父兄20人を受講者として招き、水田とその周辺に生息する蝶やトンボ、バッタやキリギリスなどの「生き物観察会」を開催し、講師は、前2回の研修会において学習した内容を基に、農家が務めました。

昼食は、「奥松瀬川公民館」に移動し、奥松瀬川地区で生産された食材で、農産物加工組織の「まつかさグループ」が調理した「鶏めし」と「味噌汁」を参加者全員で味わい、地域住民と交流の輪を広げることができました。



生き物観察会(10月25日)



地元農産物を食べながら交流(10月25日)

【地域農業情報-3】

～中予農産物・おみあい・プロジェクト～

平成 23 年度から、中予地区の生産者と飲食店等との協働活動により、地域農産物の P R と販路開拓を目的とした、“中予農産物・おみあい・プロジェクト（C・O・P）”に取り組んでいます。

平成 26 年度も、「自分の作った農産物を地域のお店で使って欲しい!」「うちのお店で使いたい!」と集まった、生産者 86 件（平成 25 年度比 6 件増）と飲食店等 63 件（同 14 件増）の出会いの場を設け、様々な活動を展開してきました。



■ 取引の広がり

第 1 回交流会では、“イタリア料理店との新たな出会い”をテーマに、県生活文化センターにおいて交流を図りました。



第1回交流会

第 2 回交流会では、“こだわり農産物を使ったオリジナル商品づくり”をテーマに、6 店舗の飲食店が



第2回交流会

商品開発のきっかけやアイデアづくりについて紹介するとともに、生産者が持参した農産物等で交流を図りました。

第 3 回研修会・交流会では、“農産物のブランディング”をテーマに研修会を行うとともに、こだわり農産物を使った料理を試食しながら交流を図りました。



こだわり農産物の紹介

■ 活動のアピール（イベント参加・COPシール）

11 月に開催された「えひめ・まつやま産業まつり」では、会場内に出店している COP 参加店舗を回るスタンプラリーを実施しました。



スタンプラリー台紙



COPブース

また、COP 参加生産者と飲食店のコラボをタウン情報誌“まつやま”や愛媛 C A T V の番組“マチ☆スキ”で取り上げ、紹介を行ってきました。

これらの活動は、ブログ等で情報発信を行っています。

(ブログ <http://cop-ehime.blogspot.jp/>)

■ 平成 27 年度からの COP 活動の取り組み

“中予農産物・おみあい・プロジェクト”の活動は、27 年度から、県主導の運営から COP 会員を中心とした民間主導の運営とし、引き続き、中予地区の生産者と飲食店等との交流を促進し、中予農産物の生産・流通を拡大することにより、COP 参加農家の所得向上と地産地消の推進を行っていきます。

活動に興味のある生産者や飲食店の方は、地域農業室までご連絡下さい。

(地域農業室 Tel.089-909-8762)

【地域農業情報-4】

次代を担う新規就農者に対する支援 ～松山地区における新規就農者の状況～

温泉広域営農圏では、Uターンや新規学卒者からの就農が約95%（H21年調査）と高く、農家子弟が多い傾向にあります。それは、Iターン就農等の新規就農希望者にとっては、農地・施設・機械等を確保すべき条件が多かったためです。

また、平成24年度に新規就農者に対し就農直後の所得支援を目的に年間150万を支援する「青年就農給付金制度」が創設されたことで、以前より就農しやすい環境となってきています。

■ 就農相談及び新規就農者数の状況

○就農相談は、青年就農給付金制度が周知され就農へ踏み切りやすくなったのか、増加傾向であり、相談者のほぼ半数（12人）がIターン就農希望です。

○新規就農者数も増加傾向であり、Iターン就農者は10人です。

	H23	H24	H25	H26 (H27.1現在)
新規就農者数(人)	17	17	21	26
就農相談数(人)	10	14	27	25

■ 就農に向けた取り組み

就農相談については、就農希望者に対し、関係機関と連携しながら個別相談を行っています。

その時に、就農希望者の就農への希望内容を把握しつつ、就農に対しての過程説明を伺ったうえで、農地確保など就農に向かって実施すべき内容を指導しています。



関係機関との就農相談

■ 就農への課題

就農希望者への就農相談や支援の中で、様々な課題が出てきています。

○Iターン就農希望者

- ・農地・施設・機械の確保が必要であるが、特に農地については地域によって確保しにくい。
- ・経営開始するための資金を準備していない人が多い。
- ・有機農業実施希望者が多いが、出荷先が不透明。

○Uターン就農希望者（農家子弟）

- ・給付金（経営開始型）受給希望者における農地の権利設定や経営品目の選定。



就農希望者との就農候補地検討

中予地方局では、就農希望者が、各市町・JA・日本政策金融公庫などにそれぞれ相談に行っているため、関係機関と連携・情報共有をしながら、就農希望者の条件に応じた密な就農支援を行うこととしています。